

都市公園の占用、行為又は有料施設の使用に係る事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市公園の占用、都市公園における行為、有料施設の使用及び使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、別表第1に掲げる都市ブランド創造局が管理する有料施設の使用及び使用料の減免については、北九州市立スポーツ施設管理要綱の例によるものとする。

(申 請)

第2条 都市公園に係る各種の許可の申請は、次の各号に掲げるところにより行わせるもの（市が主催して行う事業又は行事のために使用するときを含む。）とする。

(1) 有料施設を個人で使用する場合は、口頭

(2) 前号に規定するもの以外は、書面（様式第1号。以下「許可申請書」という。）

2 許可申請書は、都市公園ごとに、かつ、事案ごとに提出させるものとする。ただし、2以上の都市公園において、1箇月以内の同一事案に係る占用及び行為を行う場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる工作物その他の物件又は施設（以下これらを「長期占用物件」という。）を都市公園に設置する場合の占用の許可の申請については、当該長期占用物件を管理する者に行わせるものとする。

(1) 電柱類

(2) 鉄 塔

(3) 変圧塔

(4) 地下埋設管

(5) 通路、鉄道、公共駐車場、防火水槽、水道施設、下水道施設、変電所その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

(6) 橋、道路及び鉄道で高架のもの

(7) 標 識

4 長期占用物件の設置のための工事のうち、工事期間が4日以上工事のために占用する区域（以下「工事占用区域」という。）の占用の許可の申請については、工事を施行する者に行わせるものとする。

5 長期占用物件の設置のための工事のうち、工事期間が3日以内工事のために占用する区域に係る占用の許可の申請は、必要がないものとする。

6 前3項に定めるもののほか、都市公園の占用の許可の申請は、占用する者に行わせるものとする。

(許 可)

第3条 都市公園に係る各種の許可は、許可書（様式第2号）を交付して行うものと

する。ただし、有料施設を個人が使用する場合は、この限りでない。

- 2 次の各号に掲げる場合の占用の許可の期間については、1箇月以内とする。ただし、別に定める「都市公園内における『物品の販売その他営業行為』に関する継続的な許可基準」に基づき許可を行う場合その他市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 業としての写真撮影を行う場合
- (2) 募金、物品の販売その他営業行為を行う場合
- (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類するものを行う場合

- 3 街区公園にあっては、長期占用物件及び次の各号に掲げる工作物又は施設のための占用は、これを許可しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設
- (2) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場

- 4 申請者が、個人利用するときを除き暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」）という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、「暴力団員」という。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、市長又は指定管理者は都市公園の占用、行為、又は有料施設の使用等に係る許可をしないものとする。

- 5 申請者が、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

（使用料の算定）

第4条 長期占用物件に係る使用料は、当該工事に着手した日から起算して当該長期占用物件を除却した日までの期間につき算定するものとする。

- 2 工事占用区域に係る使用料は、次の定めるところにより算定するものとする。

- (1) 期間 占用を開始した日から起算して当該占用を終了した日までとする。
- (2) 面積 工事占用区域内に長期占用物件が設置されたときは、当該工事占用区域の面積から長期占用物件の設置面積を控除した面積とする。

（使用料の不返還）

第4条の2 既納の使用料は返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料（都市公園法第7条各号に規定する占用は除く。）の全部又は一部を返還することができる。

- 2 前項ただし書の規定により使用料を返還することができる場合及び返還の率は、別表第2のとおりとする。

- 3 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（第4号様式）を市長に

提出しなければならない。

（使用料の減免等）

第5条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第11条の規定による使用料の減免の申請は、減免申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて提出させるものとする。ただし、市が主催して行う事業又は行事のために使用するとき、この限りでない。

2 市が主催して行う事業又は行事のために使用するとき、使用料は、原則として免除する。

3 延命寺臨海公園駐車施設使用料、三萩野公園駐車施設使用料、帆柱公園駐車施設使用料及び大池公園駐車施設使用料は、減免の対象としない。前項の規定により、市が主催して行う事業又は行事のために使用するときも同様とする。

4 前2項に規定する場合を除くほか、使用料を減免する場合及び減免の率は、次の表のとおりとする。ただし、条例別表第1の3 有料施設の使用料の注書第3項に規定する冷暖房設備又は照明設備その他の電気設備で市長が定めるものに係る使用料は、減免の対象としない。

区分	減免割合
（1）本市の事業と密接に係る事業で、国及び他の地方公共団体が行う事業又は行事（学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が行うものを除く。）のために使用するとき。	10割
（2）市と共催により使用するとき。	10割
（3）市の後援により使用するとき。	5割
（4）市内の小中学校（特別支援学校を含む。）の児童等が教師等の引率により教育の一環として使用する場合で、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき。	10割。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、減免することができる。 ア 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しに占有する場合 イ 占有物件を設けるその他の占有をする場合 ウ 野外音楽堂を使用する場合
（5）市内の幼稚園及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の園児等が教師等の引率により教育又は事業等の一環として使用する場合で、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき。	

(6) 市内に在住の者で、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものが使用するとき。(当該手帳を提示して使用の許可を受けた場合に限る。)	共用使用料の10割
(7) 市内に在住の者で、65歳以上のものが使用するとき(公的機関が発行した住所、氏名及び生年月日が確認できる証明書(運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示して使用の許可を受けた場合に限る。)	共用使用料の7割。ただし、減免後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額も免除する。
(8) 市内の公共的団体(注3の第1号から第3号までに掲げる団体に限る。)がその設立目的の遂行のために事業又は行事を行うとき。	10割。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、減免することができる。 ア 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しに占有する場合 イ 占有物件を設けるその他の占有をする場合 ウ 野外音楽堂を使用する場合
(9) 市内の公共的団体(注3の第4号に掲げる団体に限る。)がその設立目的の遂行のために事業又は行事を行うとき。	10割
(10) 本市に公園用地を無償で提供する当該公園用地の所有権を有する法人、団体、個人が、当該公園用地を使用する場合で、その使用方法等が公益上相当であると認められるとき。	10割
(11) その他市長が特に必要があると認めるとき。	市長が相当であると判断する割合

注1 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用するとき、療育手帳の交付を受けた者、身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が、1級から4級までの者に限る。)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取扱うものとする。

注2 市と共催又は市の後援により使用するとき、減免申請書に共催又は後援していることについて、所管の長の証明を必要とする。

注3 この表において、「公共的団体」とは、次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 自治会、子供会、婦人会、青年団、老人クラブその他これらに類するもの
- (2) 校区会、父母教師会その他これらに類するもの
- (3) 公園愛護会
- (4) 設立資金の2分の1以上を市が出資している団体

注4 この表の(4)及び(5)に規定する「教師等」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教師
- (2) 保育士
- (3) 児童福祉施設の職員
- (4) 児童等の保護者

注5 この表の(6)及び(7)に規定する「共用使用料」とは、条例別表第1(第10条関係) 3 有料施設の使用料の表に「共用」として規定されている使用料とする。

注6 この表において「その他市長が特に必要があると認めるとき」に該当する場合、別途、副市長が決裁を行う。

(法第9条の規定による協議)

第6条 第2条第2項から第4項までの規定は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第9条の規定による協議について準用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日に一部改正し施行する。

(通知の廃止)

次の各号に掲げる通知は、廃止する。

- (1) 使用料等の減免の率等について(昭和47年7月14日付北九建公公第312号)
- (2) 公園施設使用料の減免について(昭和48年5月12日付北九建公公第89号)
- (3) 精神薄弱児(者)療育手帳交付者に対する公園施設使用料の取扱いについて(昭和49年2月25日付北九建公公第694号)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日に一部改正し施行する。

(経過措置)

2 この改正後の要綱の施行の際、現に存する旧様式による帳票は、当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 21 日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

別表 1（第 1 条関係）

区	公 園 名	都市ブランド創造局管理施設
門 司	大里公園	門司球場、大里柔剣道場、大里プール
	和布刈公園	和布刈塩水プール
	田野浦臨海公園	田野浦庭球場
小 倉 北	三萩野公園	北九州市民球場、三萩野体育館、三萩野庭球場、三萩野球場
		三萩野少年球場
	勝山公園	勝山弓道場
小 倉 南	文化記念公園	文化記念プール、文化記念庭球場
		文化記念公園管理棟
	紫川河畔公園	紫川河畔プール、紫川河畔庭球場
	吉田太陽の丘公園	吉田太陽の丘庭球場
	曾根臨海公園	曾根臨海運動場
若 松	ひびきコスモス公園	ひびきコスモス運動場
八 幡 東	高炉台公園	八幡東体育館、高炉台球場
	桃園公園	桃園球場、桃園運動場、桃園庭球場、桃園弓道場
		桃園市民プール（室内）
八 幡 西	的場池公園	的場池体育館、的場池球場、的場池弓道場
	本城公園	本城陸上競技場、本城球場、本城運動場
	香月中央公園	香月中央庭球場、香月中央運動場
	大池公園	大池プール
	上津役公園	上津役プール
	木屋瀬公園	木屋瀬プール
	折尾丸山公園	折尾プール
	城山緑地	城山緑地アーチェリー場
戸 畑	都島展望公園	都島球場

別表 2（第 4 条の 2 関係）

返還する場合	返還する率
使用者の責任によらない理由により使用できないとき	100分の100
使用者が使用の日前10日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の80
使用者が使用の日前 5 日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の60
その他使用者が使用の中止を申し出て相当の理由があるとき	100分の40